

EVENT GUIDE

名 称	日 時	会場等	お問い合わせ先
三重県中小企業団体中央会 第67回通常総会	令和4年5月31日 (火) 13:30～	会場：三重県勤労者福祉会館6階 講堂 (津市栄町1丁目891番地)	総務調整課 TEL.059-228-5195
第59回 中小企業団体三重県大会	令和4年10月6日 (木) 13:30～	会場：アスト津4階 アストホール (津市羽所町700番地)	企画情報課 TEL.059-228-5195
第74回 中小企業団体全国大会	令和4年11月10日 (木)	会場：出島メッセ長崎 (長崎県長崎市尾上町4-1)	総務調整課 TEL.059-228-5195

Notice



三重労働局からのお知らせ

改正育児・介護休業法が令和4年4月1日から順次施行されます

■令和4年4月1日から義務化される事項

1. 「育児休業を取得しやすい雇用環境の整備」として①から④のいずれかを実施してください。

①育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施

②育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備(相談窓口や相談対応者の設置)

③自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供

④自社の労働者への育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

*複数の措置を実施
することが望ましい
*産後パパ育休は令
和4年10月1日か
ら施行

2. 妊娠・出産等の申し出をした労働者へ、個別の周知・意向確認を行ってください。

*令和4年4月1日以降の申し出が対象 *取得を控えさせるような形での周知・意向確認は、この措置の実施とは認められません。

個別の周知	①～④全てを周知してください。 ① 育児休業・産後パパ育休に関する制度(制度の内容など) ② 育児休業・産後パパ育休の申出先(例:「人事課」など) ③ 育児休業給付に関すること(例: 制度の内容など) ④ 労働者が育児休業・産後パパ育休期間において負担すべき社会保険料の取扱い	個別周知・意向確認、 雇用環境整備の 様式例はこちら→ 
意向確認	申し出した労働者へ育児休業の取得の意向確認を行ってください	
周知と意向確認の方法	①面談(オンライン可) ②書面交付 ③FAX ④電子メール等のいずれか (③④は労働者が希望した場合に限る)	

3. 有期雇用労働者の育児休業・介護休業の取得要件の緩和

就業規則を改正しましょう。
規定例はこちら→

令和4年10月1日からは産後パパ育休の施行や育児休業制度の分割取得が可能となります。

改正育・介法についてお問い合わせ先 三重労働局雇用環境・均等室 TEL 059-226-2318

Notice



協会けんぽ三重支部の加入者・事業主の皆さまへ

令和4年3月分(4月納付分)から協会けんぽの保険料率がかわります

三重支部の健康保険料率は令和3年度より引き上げ、介護保険料率(全国一律)は、引き下げとなります。

※任意継続被保険者の方は、本年4月分の保険料率から改定されます。

現行(令和3年度)	健康保険料率	令和4年3月分～
9.81%	→	9.91%
現行(令和3年度)	介護保険料率	令和4年3月分～
1.80%	→	1.64%



全国健康保険協会 三重支部
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

TEL.059-225-3317 (企画総務グループ)
受付時間/8:30～17:15(土、日、祝日を除く)
〒514-1195 津市栄町 4-255 津栄町三交ビル